

## 参考資料

### 有田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定による本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の原案について検討するため、有田市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について審議することとする。

- (1) 都市計画マスタープランの原案の作成に関する事項
- (2) その他の市長が指示する事項

2 委員会は、前項の審議の結果を市長に報告するものとする。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長（各1名）及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員は、別表に掲げる者を、市長が委嘱する。

#### (委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

#### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、有田市都市計画マスタープランの公表までの期間とする。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済建設部において処理する。

#### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

#### 付則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 有田市都市計画マスタープラン策定委員名簿

業種別	団体名	氏名
学識経験者	元和歌山大学システム工学部 環境システム学科 教授	委員長 濱田 学昭
商工業関係	紀州有田商工会議所	川端 隆也
観光関係	有田市観光協会	尾藤 佳
婦人団体	有田市婦人団体連絡協議会	栗山 仁美
土地建物関係	宅地建物取引業協会有田支部	松村 秀一
農業関係	有田市農業委員会	宮本 正弘
漁業関係	有田市水産振興連絡協議会	狗巻 吉明
文化教育関係	有田市文化財保護審議会	山崎 哲一
社会福祉関係	有田市社会福祉協議会	森川 文夫
一般市民	宮原地区	副委員長 伊藤 毅

用語の説明

あ行

ありだしちようきそうごうけいかく 有田市長期総合計画	まちの将来像と、それを実現するための中長期的な方針を示すもので、有田市のまちづくりの最上位に位置づけられる計画のこと。
うすいこうきょうげすいどう 雨水公共下水道	市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域や海域に当該雨水を放流するもの、または流域下水道に接続するものこと。
オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称のこと。

か行

がいくこうえん 街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。(誘致距離 250m、標準面積 0.25ha)
かくかぞく 核家族	社会における家族の形態の一つで、「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子供」「父親また母親とその未婚の子供」の世帯のこと。
がっぺいしよりにじようかそう 合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、下水管のない家庭専用の処理設備のこと。
かんけいじんこう 関係人口	地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
きそん 既存ストック	都市において、これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のこと。
きゅうけいしやちほうかいきけんくいき 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条に基づき、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域のこと。急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限される。
ぎょうせい 行政パートナー・まちづくりサポーター制度	市民と行政との協働事業に参加意欲のある市民等を募集し、市が傷害保険の加入を支援した上で、協働事業を依頼する制度のこと。
きょうどう 協働	市民と行政が共同の担い手として、適切な役割分担のもと、お互いの成果と責任を共有し、対等な協力関係で協力して働いていくこと。
ぎょぎょうきばんしせつ 漁業基盤施設	漁港や漁場、水産物の流通機能をもつ施設などのこと。
ぎょぎょうしゅうらくはいすい 漁業集落排水	漁港背後集落の特性に適した小規模集合処理方式の汚水処理システムであり、漁業集落の生活環境の向上を図るとともに、漁港・漁場の水域環境の保全に寄与する施設のこと。
きんきゅうゆそうどうろ 緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。

きんりんこうえん 近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。(誘致距離 500m、標準面積 2ha)
けいじょうこうち 経常耕地	農林業経営体が経営している耕地(畦畔を含む田、樹園地、畑)のことであり、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計となる。
けんちくきょうてい 建築協定	市町村が条例で定めた区域内では、土地所有者や借地権者がその区域内における住環境を守るために建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、デザイン、建築設備の基準について取り決める協定のこと。
けんべいりつ 建蔽率	敷地面積に対する建築面積の割合を示すもののこと。
こうえんしせつちようじゆみょうかけいかく 公園施設長寿命化計画	公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理する計画のこと。
こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく 公共施設等総合管理計画	今後老朽化による公共施設等の修繕・建替え需要が増大していく状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、将来のまちの姿も見据えながら、戦略的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための基本方針を定める計画のこと。
こうつうあんぜんしせつ 交通安全施設	交通公害の防止と交通の安全と円滑化等を目指して、道路管理者が整備する信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等のこと。
こうつうけつせつてん 交通結節点	異なる交通機関(鉄道やバスなど)が相互に連絡し、様々な交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供する場所で、駅前広場などの交通関連施設のこと。
こうつう 交通ネットワーク	道路交通や公共交通等の交通が網の目のように張り巡らされた繋がりのこと。
こうりゆうじんこう 交流人口	買い物、文化鑑賞、学習、スポーツ、観光、レジャーなど様々な目的で地域に来訪する人の総数。
コミュニティ	地域社会、協働生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。

さ行

さぼうしていち 砂防指定地	砂防法 第2条に基づき、砂防設備を要する土地や、治水上砂防のために一定の行為を禁止、制限するべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域のこと。
じすべりぼうしきいき 地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条に基づき、地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設(排水施設、擁壁等)を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地を、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した区域のこと。

参考資料

<p><small>しぜんこうえんくいき</small> 自然公園区域</p>	<p>自然公園法に基づいて指定される区域のことで、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その自然に親しみ野外レクリエーションを楽しむことを目的としている。自然公園には、国立公園と国定公園、都道府県立自然公園がある。</p>
<p>シビックプライド</p>	<p>都市に対する市民の誇りを意味し、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識の基づく自負心のこと。</p>
<p><small>じゅうくきかんこうえん</small> 住区基幹公園</p>	<p>都市公園等の種類の中で、主に徒歩圏内に居住する者を対象とした身近に利用できる街区公園、近隣公園、地区公園の総称。</p>
<p><small>しゅうち まいぞうぶんかざいほうぞうち</small> 周知の埋蔵文化財包蔵地</p>	<p>石器・土器などの遺物が出土したり、貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋もれていたりする土地であって、そのことが地域社会で認識されている土地のこと。</p>
<p><small>しゅうやくきょてん</small> 集約拠点ネットワーク型 のまちづくり</p>	<p>医療・福祉施設、商業施設など生活に必要な施設をまとめた範囲に誘導し集約させるとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、様々な機能を有する拠点の活力の維持・強化を図り、公共交通等で各拠点間をアクセスすることができる持続可能なまちづくりのこと。</p>
<p><small>じゅんとしけいかくくいき</small> 準都市計画区域</p>	<p>積極的な整備や開発を行う必要はないが、土地利用の規制誘導を行わず放置すれば、将来一体の都市として整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域に対して、土地利用の秩序ある利用を図ることのみを目的に定める区域のこと。そのため、土地利用に関する都市計画は行えるが、都市施設や市街地整備などはできない。</p>
<p><small>じゅんぼうかちいき</small> 準防火地域</p>	<p>都市計画法により火災の危険を防ぐために、建築物が密集した市街地に定められた地域のこと。準防火地域内では、一定の規模以上は、耐火建築物又は準耐火建築物にしなければならない。また、木造の建築物は、延焼のおそれのある部分を防火構造にしなければならない。</p>
<p><small>しろじちいき</small> 白地地域</p>	<p>都市計画区域内で、用途地域の指定が行われていない区域のこと。</p>
<p><small>じんこうしゅうちゅうちく</small> 人口集中地区</p>	<p>市町村内の隣接した人口密度の高い調査区の集合体で、人口総数が5,000人以上、かつ人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の地区のこと。</p>
<p>スプロール</p>	<p>市街地が無計画に郊外に拡大して、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。</p>
<p><small>せいさんねんれいじんこう</small> 生産年齢人口</p>	<p>生産活動に従事している年齢層のことで、有田市都市計画マスタープランでは15歳以上65歳未満の人口のこと。</p>
<p>セットバック</p>	<p>都市計画区域内で建築物を建てる場合、建築基準法の制限に基づき、道路の幅員を確保するために敷地の一部を道路部分として負担する場合の後退部分や、もしくは後退する行為のこと。</p>
<p><small>せとうちまきこうく</small> 瀬戸内気候区</p>	<p>太平洋岸型気候の一つで、年中少雨で晴天が続く特徴のある気候区分のこと。</p>
<p>ゾーニング</p>	<p>地域や建物を用途や機能によって区分し、その位置関係を定めること。</p>

た行

<p><small>だい き あり だし</small> 第2期有田市まち・ひと・ <small>しごと せいせい そうごう せんりやく</small> しごと創生総合戦略</p>	<p>人口ビジョンを踏まえ、地方創生に向けた取組を計画的かつ効果的に推進していくために、基本目標や施策方針などをまとめた計画のこと。</p>
<p><small>ちいき きょうせい しやかい</small> 地域共生社会</p>	<p>制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。</p>
<p><small>ちいき しんりん けいかく たいしやう びんゆうりん</small> 地域森林計画対象民有林</p>	<p>森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林のこと。</p>
<p><small>ちいき ちく</small> 地域地区</p>	<p>都市計画において、土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された、地域、地区または街区のこと。</p>
<p><small>ちいき ぼうさい けいかく</small> 地域防災計画</p>	<p>災害対策基本法に基づき、洪水、地震、津波などの災害に対して市、県、その他行政機関などの防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮し、市民の生命・身体及び財産を災害から保護するために災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することを目的とした計画のこと。</p>
<p><small>ちく けいかく</small> 地区計画</p>	<p>都市計画区域内のまとまりある「地区」を対象として、市民の意向を反映しながら、市町村が地区の特性に応じたきめ細やかな計画を定め、建築物等を規制誘導し、住み良い特徴のあるまちづくりを総合的に進めるための制度のこと。</p>
<p><small>ちく こうえん</small> 地区公園</p>	<p>主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。(誘致距離1km、標準面積4ha)</p>
<p><small>ちいき しゅうやく けがた さんぎょう</small> 知識集約型産業</p>	<p>労働集約型産業と比べて、知識や技術を多く投入する産業のこと。</p>
<p><small>ちやうじゅう ぼごく</small> 鳥獣保護区</p>	<p>鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される区域のことで、狩猟などの行為が規制されている。</p>
<p><small>ていみり ちゆうち</small> 低未利用地</p>	<p>空き地や空き家、空き店舗等がある土地のこと。</p>
<p>デマンドバス</p>	<p>利用者の事前予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行するバスのこと。</p>
<p><small>とくてい びかん ちいき</small> 特定美観地域</p>	<p>有田市美しいまちづくり条例に定められている、ごみのポイ捨てに対して罰則規定が設けられている地域のこと。</p>
<p><small>とくてい ちゆうち せいげん ちいき</small> 特定用途制限地域</p>	<p>良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、市町村の条例によって制限すべき特定の建築物等を定めた地域のこと。</p>
<p><small>とくべつ ちゆうち ちく</small> 特別用途地区</p>	<p>用途地域が指定されている地区に重ねて指定される地域区分の一種で、用途地域の制限だけでは不十分な場合に、さらに細かい制限を加えたり、逆に制限を緩めたりすることができる制度のこと。</p>

参考資料

と し き か ん こ う え ん 都市基幹公園	都市公園等の種類の中で、都市市民全般を対象として、休息、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園で、総合公園と運動公園の総称のこと。
と し き ぼ ん 都市基盤	都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための道路、公園等の公共施設のこと。
と し け い か く く い き 都市計画区域	健康で文化的な都市生活や基本的な都市活動を確保するために都市計画法、その他の法令の規制を受ける土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案し、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として定める区域のこと。
と し け い か く く い き 都市計画区域マスタープラン	都道府県が、一市町村を超える広域的見地から、都市計画区域ごとに、その都市の将来像を明確にし、その実現に向けた根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めたもの。
と し け い か く ど う ろ 都市計画道路	安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のこと。
と し し せ つ 都市施設	円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設で、都市計画において定められるべき施設のこと。主なものとして、道路、公園、下水道等がある。
ど し ゃ さい が い と く べ つ け い か く く い き 土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域として指定された区域のこと。 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為等が規制される区域のこと。

な行

な か さ ん み ゃ く 中山脈	有田市の南部にある、長峰山脈から連なる山脈こと。名称は和歌山縣有田群誌（昭和46年2月発行 編者：和歌山県有田郡役所）より記載している。
な が み ね さ ん み ゃ く 長峰山脈	有田市北部にある、有田川の河口部から高野山まで連なる山脈のこと。
な ん かい き こ う く 南海気候区	太平洋岸型気候の一つで、黒潮暖流の影響が強く冬期も温暖な気候区分のこと。
の う ぎ ゃ う け い え い たい 農業経営体	農産物の生産を行うか委託を受けて農作業を行い、生産や作業に係る面積・頭羽数が一定の基準以上である事業を行う者のこと。
の う ぎ ゃ う し ん こ う ち い き 農業振興地域	農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から、今後、概ね10年以上にわたって、総合的に農業の振興を図る区域のこと。
の う ち ぎ ん こ う 農地銀行	有田市農業委員会に設置されている、農地の貸し借りや売買の促進のため、その仲介や相談に応じる組織のこと。

のうようちくいき 農用地区域	農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用や農業基盤の整備を図る区域のこと。
-------------------	--

は行

ハザードマップ	地震や洪水等に関する危険箇所（ハザード）、避難所、病院等の拠点施設の位置をまとめた地図（マップ）のこと。
バリアフリー	障がい者や高齢者等の日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害（バリア）を取り除いていくこと。
バリアフリー法	高齢者や障害者などの移動や施設利用の利便性や安全性向上を目指し、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進するための法律のこと。
ベンチャービジネス	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業のこと。
ほあんりん 保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、森林法 第 25 条に基づき農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林のこと。
ほじょうせいび 圃場整備	耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化等、営農環境の改善を総合的に実施する事業のこと。

ま行

みどり きほんけいかく 緑の基本計画	都市緑地保全法の「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。この計画は、市町村が計画的、総合的に公園・緑地の保全及び緑化の推進を図るための基本的な計画で、緑化の目標と実現化する施策を記載している。
みんぼく 民泊サービス	住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供すること。

や行

ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方のこと。
ようせきりつ 容積率	敷地面積に対する建物の延床面積の割合のこと。建築基準法により建物の高さなどを制限して市街地の環境を維持し、バランスのとれた都市景観を形成するための規制で、用途地域の種別や前面道路の幅員等により定められる。



## 参考資料

<p>ようとちいき 用途地域</p>	<p>土地利用の基本となるもので、様々な用途の建築物が無秩序に混在することで生じる騒音・悪臭・日照障害等を防止する建築規制で、建築物の種類、用途、容積率、建蔽率、日影等を規制して、良好な生活環境の形成を図る制度のこと。</p>
------------------------	---

## ら行

<p>りつちてきせいかけいかく 立地適正化計画</p>	<p>都市施設や土地利用等の現況と課題を踏まえたまちづくりの方向性（都市機能誘導、居住誘導）、目指すべき都市構造、その将来像に向けた実現性の高い具体的な方針や方策を提示する計画のこと。</p>
<p>りんこうちく 臨港地区</p>	<p>港湾の管理運営を円滑に行うため、水域である港湾区域と一体として機能すべき陸域で、都市計画法または港湾法に基づき指定された地区のこと。</p>
<p>レクリエーション</p>	<p>仕事・勉強等の肉体的・精神的疲労を癒やし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。</p>

## わ行

<p>わかやまあき家バンク</p>	<p>県・市町村や県・市町村から委託を受けた団体が、住民から空き家等の情報登録を受け、空き家等の利用希望者に空き家等の情報提供を行う制度のこと。</p>
<p>わかやまけんおくがいにこうくぶつじょうれい 和歌山県屋外広告物条例</p>	<p>屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物についての必要な規制を行い、美観風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図るとともに、良好な景観の形成に寄与することを目的に県が制定した条例のこと。</p>
<p>わかやまけんふくし 和歌山県福祉のまちづくり 条例</p>	<p>福祉のまちづくりで、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めて、これに基づく施策を総合的に実施し、障害者や高齢者等の安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進することを目的に県が制定した条例のこと。</p>
<p>ワーキング</p>	<p>特定の問題の調査や計画のための作業のこと。</p>
<p>ワークショップ</p>	<p>参加者が自由に意見を出し合い、思いの共有を行う場のことで、地域のまちづくりの現場等で行われる。</p>

## 数字・アルファベット

<p>3R</p>	<p>3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称である。リデュース（Reduce）は、物を大切に使い、ごみを減らすこと。リユース（Reuse）は、使える物は繰り返し使うこと。リサイクル（Recycle）は、ごみを資源として再び利用すること。</p>
-----------	---

AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）等を行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。PCやスマートフォン等、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術のことを指す。
NPO	Non-Profit Organization（民間非営利法人組織）の略。利益を上げることがを目的としない、公益的活動を行う民間団体のこと。
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説、検証に関するプロセスを循環させて、マネジメントの品質を高めようという概念のこと。
SNS	Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスのこと。
UIJ ターン	Uターン（進学や就職で大都市圏へ移住した地方出身者が再び出身地に移り住むこと。）、Iターン（出身地とは別の地方へ移り住むこと。）、Jターン（地方出身者が出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移り住むこと。）をまとめて称したもので、労働者の移住する動きを表している。



有田市  
ARIDA CITY